

I 次期(H23～25年度)の電波利用の動向

電波利用ニーズの急速な拡大・多様化

- ①地上デジタル放送への移行（平成23年7月）、空き周波数帯への新規システムの導入（マルチメディア放送、携帯電話、ITS等）
- ②移動通信分野の通信量の爆発的な増加（平成19年から平成29年までの間に220倍に増加する見込み）
- ③第4世代携帯電話等のワイヤレスブロードバンドによる国民生活の利便性向上（平成23年に国際標準化）
- ④娯楽、教育、医療、生産、物流、交通等の多様な分野で電波利用が拡大、新サービス・新ビジネスの創出
- ⑤ホワイトスペースの活用等を通じた地域メディアの実現による地域の社会経済活動の活性化 等

II 次期電波利用料の見直しのポイント

①既存使途の歳出の効率化、②電波の有効利用の一層の促進、③電波利用料への電波の経済的価値の一層の反映という方向性にに基づき、以下のとおり見直していく。

1 電波利用料の予算規模等

- ・ 地デジ移行対策経費が年間100億円程度の増額が見込まれる中で、地デジ経費を含め既存使途の歳出の効率化
→平成22年度の歳入総額は約710億円
- ・ 平成22年度の歳入と歳出の差額については地デジ移行対策の後年度負担の償還など電波利用共益事務への支出に充てることが適当であり、23年度以降においてはこうした差額が生じないようにすることが必要

2 電波利用料の使途

既存使途の歳出の効率化を図りつつ、電波の有効利用の一層の促進を図るために、以下の施策を重点的に推進

(1) 周波数再編の促進

- ・ 移動通信分野等の周波数の利用ニーズの急速な拡大に対応するため、周波数再編を加速するための新たな支援スキーム（周波数移行先の無線設備の取得費用等の支援）を検討

(2) 電波の共同利用の促進

- ・ 電波利用料の使途として、有限希少な電波を空間的・時間的にさらに稠密に利用するため、ホワイトスペースの活用を図るための環境整備のために必要な施策を実施
→ホワイトスペースの活用を図るために必要な研究開発、技術試験事務の推進、電波の利用状況の情報提供（「電波の見える化」）

(3) 研究開発、実証実験、国際標準化の推進

- ・ 電波の効率的な利用、電波技術の国際競争力の確保の観点から、研究開発、実証実験、国際標準化の推進

次期電波利用料の見直しに関する基本方針案

3 電波利用料の料額

(1) 電波の経済的価値の一層の反映

- ・ 電波利用料の料額のうち、電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分を拡大
- ・ 代わりに、無線局数で按分して負担する部分が縮小することにより、無線局毎にかかる電波利用料（携帯電話端末局の場合は現行は年間250円）の低廉化が可能となり、今後の様々な分野への無線利用の拡大を一層促進
- ・ ただし、この結果、料額が大幅に増加する無線局については増加幅を一定額にとどめる等の配慮が必要

(2) 無線局毎の料額体系の簡素化

- ・ 無線局数で按分して負担する部分については、各無線局のデータベースのデータ使用量に応じた負担額を加算しているが、コスト低減を踏まえ、無線局数での単純な均等割りによる統一単価に移行
- ・ これにより、携帯電話基地局（3,000円）や地デジ難視対策用ギャップフィラー（6,100円）等についても、大幅な低廉化を実現し、携帯電話や地デジのエリア展開を加速し、電波の有効利用の一層の促進
→ 携帯電話基地局の場合は、3,000円から200円程度の端末局と同じ最低単価となり約15分の1の低廉化

(3) 使用帯域幅毎の負担の在り方

- ・ 各無線システムの使用帯域幅に応じて負担する部分については、各無線システムの特性を勘案しているが（特性係数の適用）、次期については免許人の負担の急激な変化にも留意し、現在適用している特性係数に関しては基本的に維持するが、中期的に見直しを行い、周波数帯毎の電波伝搬やシステム毎の電波利用形態等を踏まえ、現行の特性係数※に替わるべき新たな措置を検討する
- ・ マルチメディア放送等の地デジ移行後の空き周波数帯を使用する免許人は、他の免許人以上に多額の費用を要する地デジ移行対策の受益に対する負担を行うことが適当であることから、基本的に新たに特性係数の適用は行わない
- ・ ホワイトスペースについては、駅前、大学構内、地下街、空港等の狭小なエリアや閉空間等での利用が中心であり、また、地域メディアとして社会経済活動の活性化に資するものと考えられることから、当該無線局からは無線局数で按分して負担する部分（b群相当部分）のみを徴収

※ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの(1/2) 等

次期電波利用料の見直しに関する基本方針案

4 その他

(1) 電波利用料の性格

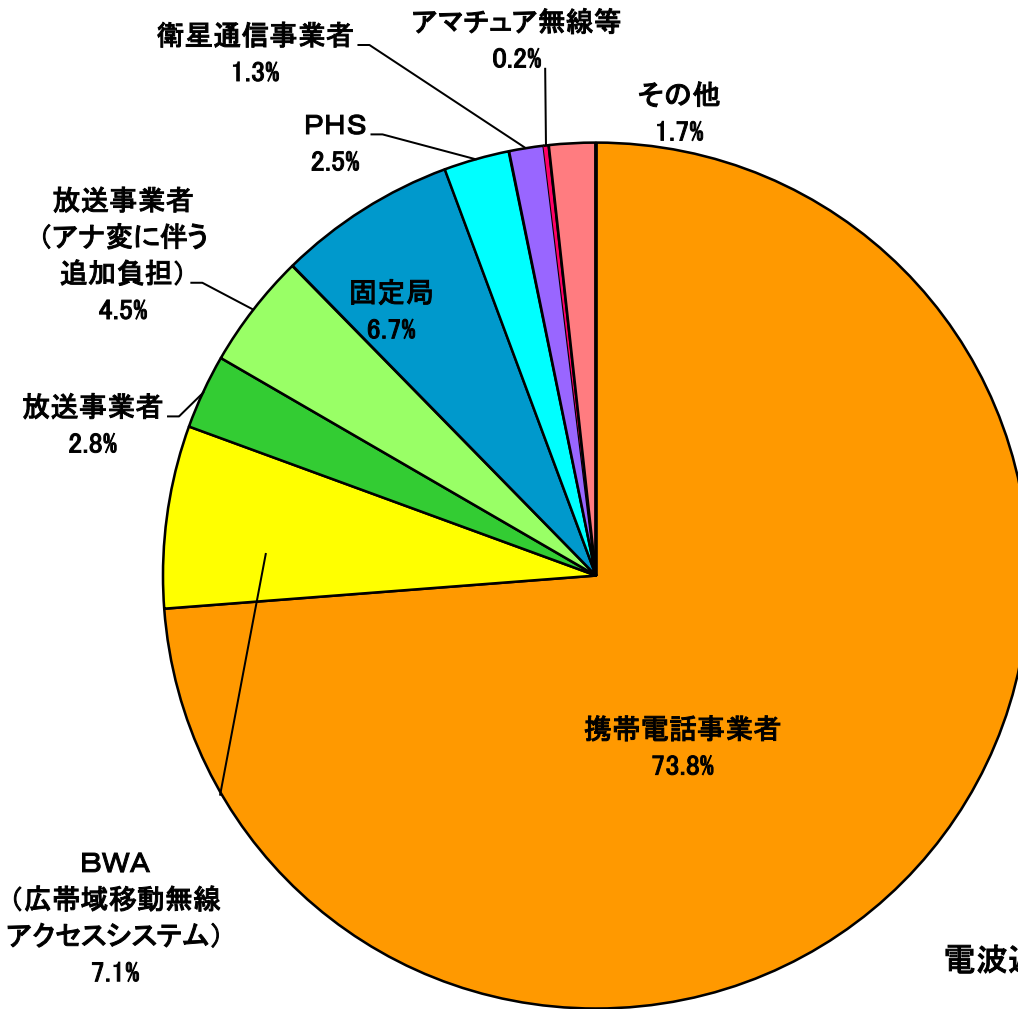
- ・ 電波利用料の性格（電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を受益者である無線局の免許人等に負担していただくもの）は引き続き維持することが適当である

(2) オークション

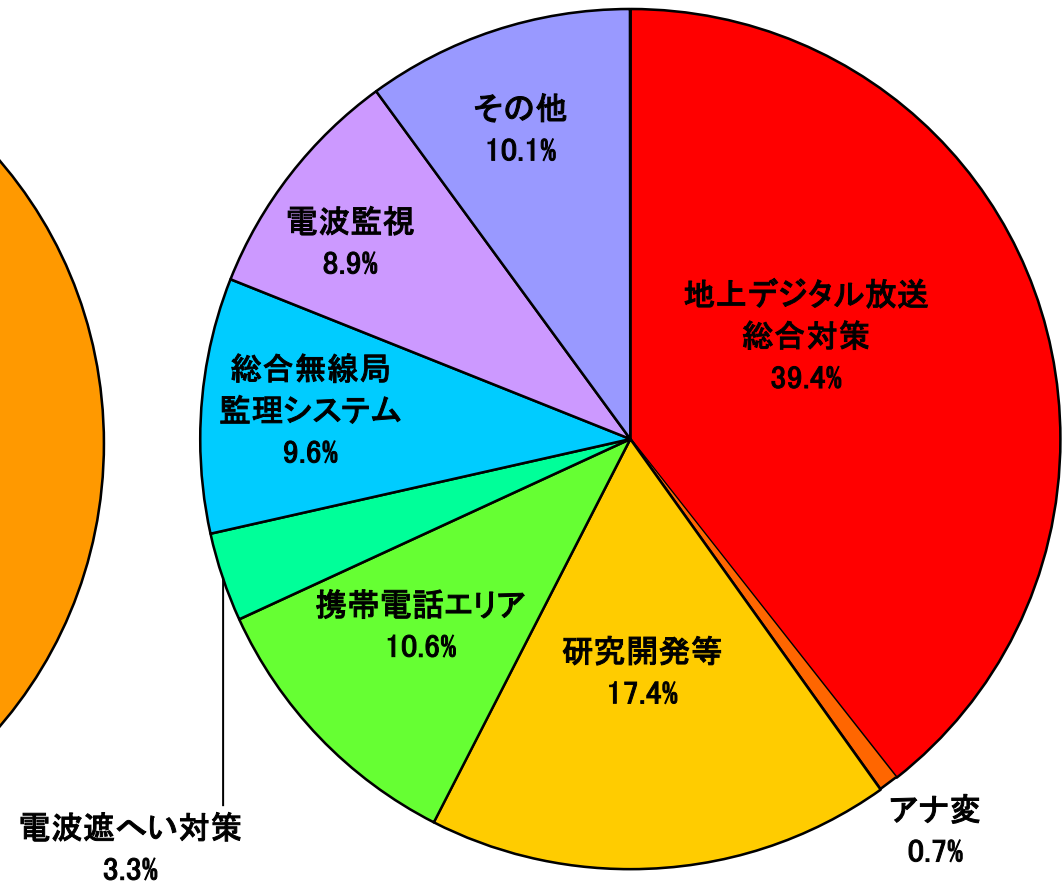
- ・ 電波の公平かつ能率的な利用、免許手続きの透明性確保等の観点から、市場原理を活用するオークション導入は十分検討に値するもの
- ・ ただし、オークションの導入は免許人に新たな負担を課すことであり、十分な説明が必要
また、先行事業者との間で競争政策上の問題が生じないよう対象を選定すべき
- ・ このため、オークションの導入について本格的な議論を行い、その必要性・合理性をオークション導入の目的・効果に照らして検証し、国民に示していくべき
- ・ なお、上記2(1)の周波数再編の費用負担についても、できるだけ市場原理の活用ができないか検討を行うべき

電波利用料予算歳入及び歳出の内訳（平成22年度）

参考1



歳入 711.9億円



歳出 621.9億円

現行の電波利用料の負担について

今期(H20～22年度)の電波利用料額は歳出規模を平均年680億円として料額を設定

歳出規模(＝歳入総額)
 平均年680億円

電波利用共益事務ごとの性格で配分

6:5

電波の経済的価値に係る要素(使用帯域幅、出力等)に
 応じて負担する部分(a群)
 377億円

無線局数で按分して負担する部分※(b群)
 303億円

- ・電波資源拡大のための研究開発
- ・携帯電話エリア整備
- ・電波遮へい対策 等

周波数帯域の混雑度に応じて配分

8:1

- ・電波監視
- ・総合無線局監理システム
- ・電波の安全性調査 等

※ 各無線局の負担額
 ＝無線局数で均等割した金額
 ＋総合無線局監理システムの使用データ量
 による按分金額

3GHz以下
 326億円

3GHz超～6GHz以下
 41億円

各無線システムへの配分

[3GHz以下の例]

各無線システムの使用帯域幅をもとに
 配分(放送は1/4に負担軽減等)

携帯電話
 204億円

テレビ
 51億円

その他

各無線局単価×保有無線局数分を負担

包括免許局
 260億円

基地局
 14億円

移動局
 固定局
 その他

携帯電話事業者の
 負担

テレビ事業者の負担

その他・・・

次期の電波利用料の負担について（イメージ）

参考3

1. 電波利用料に電波の経済的価値を一層反映させるために、使用帯域幅に応じた負担部分を拡大(a群の比率を増加)
2. A群の比率を増加させていくと、帯域当たりの負担の引き上げとなり、各無線システムの負担が増加(携帯電話はa群の増加以上にb群が減少するため総額では負担が減少していく)
したがって、料額が大幅に増加する無線局については増加幅を一定額にとどめる等の配慮が必要
3. 一方で、b群の比率が減ると、無線局毎にかかる電波利用料(携帯電話端末局の場合は現行年間250円)の低廉化が可能

